

第13回国際被害者学シンポジウム特別講演 「犯罪被害者の権利と被害回復制度を求めての運動と成果」

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡 村 勲

1 はじめに

ご紹介を頂きました岡村勲でございます。

本日は、タイ国王女殿下をはじめ、世界55か国から、また日本国内から、第13回国際被害者学シンポジウムにご参加の皆さんの前でお話しする機会をお与えいただきまして、まことに光栄に存じております。

2 犯罪被害者は何故立ちあがったのか

私が犯罪被害者遺族となった1997年頃の日本の被害者は、僅かの犯罪被害者等給付金の支給以外にどこからの支援もなく、好奇と偏見の目に晒されながら、身体的、精神的、経済的に苦しみ続けておりました。

刑事司法の分野も同様でした。裁判は、裁判官、検察官、被告人、弁護士だけで行われ、犯罪被害者は手続きから排除されて傍聴席にしか入れないばかりか、起訴状も判決文も被害者にはくられませんでした。裁判期日すら知らされず、捜査や裁判に必要なときだけ、一方的に呼び出されるのです。

最高裁判所は、「捜査や公訴提起は、公の秩序維持のためにあるので、犯罪被害者のためにあるのではない」と公言しているのです(1999年2月20日判決)。犯罪被害者を突き放す刑事司法が、どれだけ被害者を苦しめているか、法律家は全く気が付きませんでした。

憲法が、加害者の人権については10か条もおいているのに被害者の人権について全く触れていないことと相まって、加害者の人権が強調され、被害者の人権は全く考慮されていませんでした。

1997年、私の弁護士業務をいわれもなく逆恨みした男によって、私の妻が殺害されました。弁護士になって38年目の出来事でございます。恥ずかしいことですが、犯罪被害者遺族になってみて、刑事司法の被害者に与える苦しみに初めて気づき、愕然とした次第でございます。

この事実に気づいた以上、刑事司法を被害者の手に取りもどすことが私の義務であり、私の身代わりになって逝った妻にしてやれる唯一のことであると考えました。

こうして、被害者の仲間と共に全国犯罪被害者の会を設立し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けた運動に取り組むようになったのです。

それから9年と8ヶ月の間に、犯罪被害者の人権、刑事司法上の権利、被害回復制度は、予想以上のスピードで充実してまいりました。

本日は、限られた時間ではございますが、私達の運動とその成果の一端について、ご紹介を申しあげることと致します。

3 全国犯罪被害者の会の設立

1998年12月、私は新聞紙上で「公訴参加、付帯私訴、国選被害者弁護士制度などの創設」を提案しましたが、どこからも見向きもされませんでした。しかしこれが契機となり4人の被害者と知り合い、犯罪被害者の置かれた悲惨な状態を社会に知らせ、議論する必要があるということ

になりました。そこで「犯罪被害者は訴える」と題するシンポジウムを企画し、報道機関を通じて全国の被害者に参加を呼びかけたのでございます。

2000年1月23日、定員80人の会場に240人以上の人が詰めかけて酸欠状態になる有様でした。次々と訴える被害者の叫びは、まるで地獄絵を見るようで、助言者として出席された・澤英道先生も大きな衝撃を受けられ「頭が真っ白くなりました」とおっしゃられました。

このシンポジウムに続いて、出席した犯罪被害者によって「犯罪被害者の会」（後に全国犯罪被害者の会）が設立されたのです。

『「犯罪が社会から生まれ、誰でも被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者に権利を認め、医療と生活への補償や精神的支援など被害回復制度を創設することは、国や社会の当然の義務である」と考えます。そして、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は犯罪被害者自身の問題ですから、支援の方々に任せるだけでなく被害者自らも取り組まなければなりません。

そのため私達犯罪被害者は、犯罪被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を訴え、犯罪被害者の権利、被害回復制度について論じ、国、社会に働きかけ、自らその確立をめざすため「犯罪被害者の会」を設立します。』（趣意書より抜粋）

もう我慢できない、人任せにはできない、自分たちでやるしかない、と犯罪被害者は立ちあがったのです。

この様子は、テレビ、新聞等で全国に大きく報ぜられました。すさまじい反響を呼び、電話、ファックスによる問い合わせ、相談が殺到しました。こうして私たちの運動が始まったのです。会の通称を「あすの会」といいますが、「今日は苦しいが、明日は必ずよくしてみせる」という思いを込めて付けたのです。

1998年頃から、少しずつ被害者問題が取り上げられるようになってきました。あすの会成立の2000年に、法務省は、犯罪被害者保護2法を制定しました。公判記録の閲覧謄写、優先傍聴、証人への付き添い、心情に関する意見陳述の制度ができました。しかしこれらは犯罪被害者の権利性を否定し、恩恵的に「裁判所が被害者のために・・・をしてやることのできる」というもので、被害者を裁判の「部外者」とすることには変わりありません。意見陳述に僅かに権利らしさがみえますが、「心情」の陳述が中心で、蚊帳の中から外にいる被害者にピスケットを投げてよこしたものと私は批評しておりました。

4 ヨーロッパ調査

あすの会設立後に、被害者問題に比較的関心を寄せてくれている学者、弁護士、元裁判官、元検察官の弁護士で「犯罪被害者と刑事司法研究会」を設けて7回も議論しましたが、公訴参加、付帯私訴の導入は、いくら話しても積極的な結論が出ません。「現行法の検察官と被告人の2当事者対立構造を改めなければならない」と言っているのに「現行法上それはできない」というのです。

そこで、私たちは、公訴参加、付帯私訴を実施しているドイツ、フランスの実態を調査して、わが国に導入が可能かどうかこの目で確かめたいと思い、1年かけて詳細な準備をした上で、2002年9月、ドイツ、フランスに調査団を派遣しました。ドイツでは、ピースバーデン裁判所、連邦司法省、ベルリン弁護士会など11カ所、フランスでは、パリ検察局、司法省、パリ弁護士会、パリ重罪院など8カ所を調査しました。

両国の法律家は、異口同音に「20年前までは犯罪被害者は裁判の証拠品だった。しかし『事件の当事者』は『裁判の当事者』でもなければならぬということで、被害者を刑事手続に参加させることにした」、「参加制度を作るときは反対論もあったが、実施してみると問題はなく、

今では反対はない」と言われました。証拠品という言葉は、私達の耳に実に新鮮に響きました。そうです。わが国の被害者はまさに証拠品なのです。

両国では、公訴参加人、付帯私訴原告は、被告人、検察官とほぼ同じ権利を持って参加しております。また訪問する先々で「刑事司法は、被害者のためにもある」という私たちの意見に全面的に賛成していただいたのも、心強い限りでした。

導入に対して予想される反対理由についても質問しましたが、すべて杞憂であることが分かりました。

裁判の当事者は、被害者を含めた3当事者でもよいではないか、3当事者の主張立証に基づいて裁判官が判断すればよいのではないか、調査団は、我が国でも工夫次第で導入できるという確信を得て帰国し、詳細な報告書を作成しました。

5 大会決議と署名活動

同年12月8日の第4回大会では、ヨーロッパ調査を基にして「被害者の刑事手続きへの参加をめざして」と題するシンポジウムを行うと共に、次の通り決議しました。

- 1 犯罪被害者は、証拠品ではなく、刑事手続きの当事者であり、刑事司法は、犯罪被害者のためにも存在する制度でなければならない(犯罪被害者のための刑事司法)。
- 2 犯罪被害者には、刑事手続きに参加する当然の権利があり、そのための制度を創設すべきである(訴訟参加)。
- 3 刑事手続きのなかで、民事上の損害回復ができる制度を確立すべきである(付帯私訴)。

同時に、内閣総理大臣に対し上記決議の実現を要望するために、全国的な署名活動をおこなう決議をしました。

保守的な法律家、弁護士会、学者を相手にしては、何も生まれません。国民に直接働きかけ、その支持を背景に政治を動かし、法律家の頭越しに、政治の力で司法制度を変革するという作戦を採ったのです。

2003年2月1日から翌年2月1日までの1年間、北は北海道から南は沖縄まで、日本を縦断する50ヶ所で街頭署名活動を行いました。寒い日も、炎天の日も、街頭に立って必死になって訴え続けたのです。

街頭で署名活動をするには、場所探し、警察の許可、テント、机、椅子、マイク、署名用紙、筆記用具など様々な事前準備をしなければなりません。幹事や会員は、何回も見知らぬ現地へ足を運びました。自助グループの方々やボランティアのご協力もお願いしました。車いすに乗って手伝ってくださった障害者の方もいらっしゃいました。

街頭の署名だけでは1日1000人から1500人くらいしか集まりませんが、新聞、テレビ等が終日署名活動風景を報道してくれましたから、私達の主張を全国に周知させる効果を生むとともに、被害者の間にも強い連帯感が生まれました。街頭の署名以外に、被害者はいろいろな伝手を求めて署名を集めたことは言うまでもありませんが、企業や団体その他いろいろな方々が自主的に署名を集めて届けてくださいました。

大阪府堺市の市議会が、私達の運動を支持する意見書を決議して内閣総理大臣、衆参両院議長、法務大臣等に提出してくださったことも、後になって知りました。この運動は107の地方議会に広がりました。

こうして2004年6月15日までに、55万7,215人の方が要望書に署名してくださいました。この要望書は、総理官邸の指示で、2度に分けて法務大臣に提出いたしました。第1回は2003年7月に労働省時代に妻の先輩であった森山真弓法務大臣が、第2回は2004年6月に野沢太三法務

大臣が受け取ってくださいました。

6 総理へ直接要望 遂に政治が動く

2003年7月8日、私達5人の幹事は、それまでに集まった署名要望を背景に、友人である杉浦正健議員(弁護士、後に内閣官房副長官・法務大臣)の紹介で、小泉内閣総理大臣に面会して決議の実行をお願いしました。総理は、被害者の実情を聞いて愕かれ、「それは大変だ。政府と党で取り組もう。政府は自分がやるから党を頼む」と、同席された保岡興治議員と杉浦正健議員に指示されました。続いて総理は、9月25日には、国会の所信表明演説で「犯罪被害者の人権を尊重した捜査や裁判の実現を図ります」と力強く決意を表明され、その後も党首討論の際をはじめ、しばしば被害者問題について発言してくださいました。総理の指示を受けた森山法務大臣も「犯罪被害者のための施策を研究する会」を立ち上げました。

いよいよ政治が動き出したのです。

7 犯罪被害者等基本法の成立

自由民主党司法制度調査会は、上川陽子議員(後に少子化担当大臣)が中心となって検討を開始しました。2004年2月、上川陽子基本法制小委員会副委員長は、全国犯罪被害者の会の事務所で15人の会員からヒアリングを行われました。初めて聞かれる被害者の悲痛な声に先生は声も出ないくらいのショックを受けられ、「絶体これはやり遂げなければならない仕事だ」と決意されたそうです。小委員会は、1か月に2、3回の割合で開かれ、私達も毎回出席して、被害者の抱えるすべての問題について意見を述べました。6月8日には司法制度調査会の中間取りまとめが示されましたが、これによると「犯罪被害者支援のための基本法」を制定することになっていました。私は「支援ではなく被害者の権利を中心とした法律でなければならない」と強く訴えました。支援では被害者は哀れみの対象になってしまいます。私の意見が取り入れられて「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」が作成されました。6月15日には保岡興治議員、塩崎恭久議員(後に内閣官房長官)、上川陽子議員が総理官邸にこれを持参され、内閣官房副長官となっておられた杉浦正健議員が受け取られました。翌16日には上川議員が小泉総理に内容を説明されました。2日とも私も同行し、小泉総理に感謝と今後のご協力をお願いいたしました次第でした。

こういう経過を辿って、全政党一致による犯罪被害者等基本法案が作られ、2004年11月18日に衆議院で、12月1日には参議院で可決されて法律となったのです。

この瞬間、私達は疲れも吹き飛び、参議院の傍聴席で涙を流して喜び合ったものでございます。

この年7月、全国犯罪被害者の会は、「訴訟参加制度案要綱」を発表して、公訴参加の具体的な提案をいたしました。これが被害者参加制度の議論の基本になりました。

8 犯罪被害者等基本法の内容

犯罪被害者等基本法(以下基本法と略称します)は、世界で最も優れた犯罪被害者のための立法であると思っております。30条の短い法律で、翻訳がございましたから、是非お読み頂きたいと存じます。

同法では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明確に規定されております。犯罪被害者が、権利主体となって初めてこの世に出現したのであります。私は、基本法が成立した日(12月1日)を犯罪被害者の誕生日と呼んでおります。

基本法は、13の基本施策を定め、政府はこれを推進するための基本計画を定めることになっていますが、基本施策のなかには、「犯罪被害者等の刑事に関する手続きへの参加の機会の拡充」

(18条)、「損害賠償の請求について刑事に関する手続きとの有機的な連携」(12条)が定められました。

いよいよ公訴参加、付帯私訴制度が射程圏に入ってきたのです。

9 犯罪被害者等基本計画の策定

犯罪被害者等基本計画(以下基本計画と略称します)の原案は、内閣府におかれた犯罪被害者等施策推進会議が作成することになっております。この原案を作成するための検討会が設けられ、私もその構成員の1人となりました。検討会は、2005年4月28日から11月21日まで11回に亘り行われました。何しろ被害者の全要望を整理した258項目について検討するのですから大変です。構成員は予め意見を出し合い、それを読んだ上で議論するのですから、夜中にもメールが飛び交い、戦場のような忙しさでした。あすの会の幹事や顧問弁護士団で討議し、手分けして意見書を書いてくださるので助かりました。

公訴参加と付帯私訴制度が取り上げられることに危機感を強くした日本弁護士連合会は、理事会で反対決議するだけでなく、各地の単位会でも反対決議させるなど本格的な反対運動を開始しました。同連合会推薦の犯罪被害者等施策推会議委員(これは国務大臣級の委員です)は、基本法に定められた参加や付帯私訴施策を推進する立場であるにもかかわらず、検討会でこの制度の創設自体の反対に終始し、あすの会の付帯私訴案に対して「大山鳴動してネズミ3匹とはいわないが」と酷評する有様でした。

結局検討会では意見が纏まらず、付帯私訴、公訴参加については、「法務省において更に検討して2年以内を目途に結論を出し、実施する」ということになりました。

しかし、基本計画には、「刑事司法は被害者のためにもある」「このことは少年保護事件であっても何ら変わりはない」と記載されましたから、私達の第一決議は実現したのです。

基本計画は、更に検討を要するものを除き、同年12月27日に閣議決定されました。英文の翻訳もありますから、是非お読みいただきたいと存じます。

この年10月、全国犯罪被害者の会は、「付帯私訴制度案要綱」を発表しました。これが損害賠償命令の基本となったのです。

10 被害者参加、損害賠償命令の制定

2006年9月6日、法務大臣になられた杉浦正健議員が法制審議会に対して公訴参加、付帯私訴その他について諮問され、法制審議会の審議が始まりましたが、あすの会が先に公表した訴訟参加制度案要綱、付帯私訴制度案要綱をベースにして議論がなされました。何しろ被害者が参加するという考えたこともない画期的な改正ですから、日本弁護士連合会や学者の反対が多く、激しい議論が続きました。結局公訴参加は被害者参加、付帯私訴は損害賠償命令の制度となって答申がなされたのです。

これが法案となって、2007年3月13日、国会に上程されると、日本弁護士連合会は、国会で反対意見を述べ、ロビー活動を活発に行い、一段と反対運動を激しくしてまいりました。いろいろ理屈はいいますが、要するに被害者の人権を認めたくないのです。

私も国会で参考人として法案の早期成立を求め、会員と共に国会議員に対する陳情を繰り返しました。弁護士の中にもこの制度に賛成の人達もおり、その方々の賛成声明や政党に対する陳情書を集めて与野党に提出しました。6月2日に衆議院を通過しましたが参議院が難航し、最後は安倍総理大臣に直訴して会期の間際である6月20日に参議院を通過させていただきました。その後の政治の動きをみますと、あの国会で成立せず廃案になっていたらどうなったかと、背筋の寒くなる思いが致します。

被害者参加制度によって、一定の犯罪の被害者は、刑事裁判に参加して在廷、被告人質問、情状証人に対する弾劾質問、意見陳述（論告、求刑）する権利を持つことになりました。

損害賠償命令制度によって、故意犯で重罪の被害者は、刑事事件の弁論終結まで、刑事の裁判所に損害賠償命令の申立てができ、有罪判決を言渡した裁判所は、直ちに審理を始めて原則4回の審理で損害賠償命令を出し、仮執行宣言を付けることになりました。貼付印紙も2000円で済みますから、被害者の経済的負担は大幅に軽減されることになったのです。

両制度とも、昨年12月1日より実施されましたが評判は大変良く、全国で利用されています。また、被害者の参加によって法廷の雰囲気はすっかり変わりました。裁判官、検察官、弁護士ともに被害者の存在を意識し、被害者に対して丁寧になってきています。

1.1 被害回復制度

1970年代に1人息子を殺害された市瀬朝一さんらの努力によって1980年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、国から被害者に見舞金のようなものが出されるようになりましたが、要件も厳しく、金額も極めて低額でした。2000年度支出状況によれば、5億6800万円で、国選弁護報酬の10%にすぎません。2000年に改正されましたが、2005年の決算では11億300万円となっております。

被害の回復は、補償金だけでなく、医療、介護、カウンセリングなど多岐にわたります。

そこで当会は2004年10月、詳細な準備に基づいてイギリスとドイツに調査団を派遣し、大きな成果を上げて帰国しました。2005年1月の大会では、その報告書に基づいて補償制度の新設を決議しましたが、時間の都合上これについて詳細なご報告ができないのが残念でございます。

2006年、内閣府に設置された「経済的支援に対する検討会」には、調査団員の1人も委員として参加し、当会の補償制度案要綱に従って計算した95億円（これは財政事情を考慮して極めて遠慮した金額であります）を主張しましたが、財政的事情もあって約倍額の22億円程度になりました。

この検討会で調査した資料に基づいて算定した、世界主要国の補償金の総支給額及びその国の国民1人と当たりの負担額をみてみますと、国民1人当たりの負担に直しますと、最高がフランスの600円（すべてが税金ではありません）、次がイギリスの483円、ドイツの271円、アメリカの179円と続きます。何とわが日本は、8円71銭。給付金が倍額になるとして17円42銭です。それと比べて、我が国の国連の通常予算の分担金は、アメリカの22%に次いで世界第2位の16.6%の分担国で、他の国の分担金は、日本の半額かそれ以下です。これでは犯罪被害者等基本法のいう、「平穏な生活に戻るまで途切れることのない支援」は不可能でしょう。まだまだ増額しなければなりません。これを埋めるものとして基金の創設がされております。

医療、介護、一時避難場所、住居の提供、カウンセリング等について、基本計画に記載されています。

1.2 その他

他にも運動の成果は様々あります。

その中で、少年審判の傍聴については、日本弁護士連合会や一部の学者から執拗な反対を受けました。

また犯罪被害者週間については、従来、犯罪被害者支援ネットワークの主催する「被害者支援の日」がありましたが、支援の日では、被害者は哀れみの対象になってしまいます。そこで私達は犯罪被害者の人権、尊厳を全面に打ち出した週間「犯罪被害者週間」の創設を訴え続けてきましたが、これも基本計画で実現され、毎年各地で啓発事業が実施されております。

13 結び

以上、全国犯罪被害者の会の今日までの運動と成果についてご紹介いたしました。

この運動を通じて痛感したことは、国民の常識と法律家の常識のずれの大きさです。一般の国民に、加害者と被害者がいるとき、どちらを助けますかと聞くと、当然のこととして被害者だと言います。ところが法律家、特に日本弁護士連合会は、加害者を助けて被害者のことを考えません。被害者が権利を持つと加害者が不利になる、と公然と言います。人の命を奪うだけでは承知せず、遺族の持つ権利、人権まで奪わなければ満足しないのです。わが国における法曹教育の大きな欠陥だと言わなければなりません。

会員は、よく頑張りました。すでに被害者である会員は、新しい制度、権利ができて、それを享受することはできません。にも拘わらずこの運動に参加したのは、自分たちの味わった苦みを、これからの被害者に味わせたくない、この一心で全国を飛び回って、運動を続けたのです。殺害された身内の裁判の合間に、懸命に署名活動された会員の姿を思い出しますと、いまでも胸が一杯になります。

被害者が運動の先頭には立ちましたが、運動は被害者だけが行ったものではありません。大勢の方々のご協力があって初めてできたのでございます。

まずは、・澤英道先生であります。2000年のシンポジウムの開催について相談しますと、「シンポジウムだけに終わってはいけない。被害者の会を作る必要がある。」とおっしゃいました。先生のご忠告がなければ、全国犯罪被害者の会は生まれなかったでしょう。その後も会の顧問としてご指導頂き今日に至っています。2度に亘る外国調査にもご同行頂き、私達の目を絶えず世界に向かって開かせてくださいました。

次に、顧問弁護団の存在です。研究、外国調査、意見書、提言の作成や資料づくりなど、弁護団の協力がなければできないことでした。検討会、法制審議会へ参加、随行など、運動の頭脳であり推進力でした。

会の活動には、多額の費用がかかりました。私達は、会費は徴収せず、公的資金を仰がず、すべてご寄付に頼って活動してきました。石原慎太郎東京都知事、奥田碩経団連会長、高橋宏郵船航空社長を中心とした「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」をはじめ、当会の目的に賛同する多くの方々のご寄付がなければ、私達の活動はできませんでした。また事務所の提供、職員の派遣、事務機の提供など、多くの方々にご協力を頂きました。

この方々に対して、心から感謝申しあげる次第でございます。

最後に、世界からお集まりの方々にお願いがございます。

世界には、まだ被害者のための法整備が十分でない国もあり、私達の運動を参考にしようという動きもあるやに伺っています。

確かに日本では、犯罪被害者が運動の先頭に立つことによって、今日のように法整備が進められました。

しかし、心身ともに疲れ切った犯罪被害者等が、運動の先頭に立つことは、精神的にも経済的にも大きな負担を伴います。犯罪被害者にこのような辛い役目を負わせることは、日本を最初にして最後にしてください。被害者が立ち上がる前に、被害者のための制度を作ってください。誰でもが被害者になる可能性があるのですから。

私達の経験を通じて、特にこのことを世界の皆さんにお願ひ申し上げる次第でございます。

ご静聴有り難うございました。

2009年8月23日常磐大学（水戸市）にて